（契約締結前の書面の交付）

第十二条の二　法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

［ロ～ヌ　略］

［二～四　略］

2　法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

［ロ～ヌ　略］

［二～四　略］

［3・4　略］

5　法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

［四～十四　略］

［6～8　略］

（契約締結時の書面の交付）

第十三条　法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、登録番号の記載を省略することができる。）

［ロ～ソ　略］

［二～四　略］

2　［略］

3　法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

［ロ～ソ　略］

［二～四　略］

［4～18　略］

（受取証書の交付）

第十五条　法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一　［略］

二　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

［三～五　略］

［2～6　略］

（契約締結前の書面の交付）

第十二条の二　［同上］

一　［同上］

イ　貸金業者の登録番号

［ロ～ヌ　同上］

［二～四　同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　貸金業者の登録番号

［ロ～ヌ　同上］

［二～四　同上］

［3・4　同上］

5　［同上］

［一・二　同上］

三　貸金業者の登録番号

［四～十四　同上］

［6～8　同上］

（契約締結時の書面の交付）

第十三条　［同上］

一　［同上］

イ　貸金業者の登録番号（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

［ロ～ソ　同上］

［二～四　同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

イ　貸金業者の登録番号

［ロ～ソ　同上］

［二～四　同上］

［4～18　同上］

（受取証書の交付）

第十五条　［同上］

一　［同上］

二　貸金業者の登録番号

［三～五　同上］

［2～6　同上］